

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（情） 第 5 号）

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 4 月 5 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）のタクシー利用状況及び利用原因の分かる全ての文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、県教育長のタクシー利用に係る次の（1）から（5）までに掲げる文書を特定の上、（1）から（4）までに掲げる文書については行政文書部分開示決定を、（5）に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）については不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ、平成 28 年 5 月 18 日付けで審査請求人に通知した。

- （1）旅行命令（依頼）簿（支出負担行為整理書（兼）支出調書）（平成 23 年度から平成 27 年度まで）
- （2）タクシー使用簿（平成 25 年度から平成 27 年度まで）
- （3）請求書（タクシー協同チケット株式会社・平成 23 年度から平成 27 年度まで）
- （4）共通乗車券（都市タクシーサービスセンター・平成 24 年度から平成 27 年度まで）
- （5）共通乗車券（都市タクシーサービスセンター・平成 23 年度）

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 6 月 6 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分決定通知書には、保有していない理由「3 その他（誤廃棄のため）」とあるが、全く説明になっていない。
- (2) 誤廃棄したことの書類も一切ないわけではない。「平成 23 年度」とあるが、年度全てを廃棄しているということはあり得ないと思料する。よって、存在すると考える。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書に記載する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、使用済みのいわゆるタクシーチケット（以下「使用済み共通乗車券」という。）であり、タクシー料金の支出のため、都市タクシーサービスセンターから請求明細書の代わりとして送付を受けたものである。

2 本件対象文書の保存年限について

本件対象文書の保存年限については、平成 23 年度における広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和 37 年教育委員会訓令第 4 号。以下「平成 23 年度文書管理規程」という。）第 11 条の 4 第 1 項に「ファイル責任者は、課の長（略）の承認を得て、ファイル管理表を毎会計年度の当初に作成する。」と、第 11 条の 5 第 2 項本文に「文書の文書分類記号及び保存年限は、ファイル管理表に定めるところによる。」と規定され、課のファイル責任者が作成するファイル管理表に委任されているところ、タクシー料金の支出事務の担当課である総務課の平成 23 年度ファイル管理表の「D1130 支出 支出証拠書類」に該当し、5 年である。

そして、その保存年限の起算日については、平成 23 年度文書管理規程第 11 条の 5 第 3 項本文に「文書の保存年限は、当該事案の処理が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の 4 月 1 日から起算する。」と規定され、本件対象文書の保存年限は平成 29 年 3 月 31 日に満了するものであり、本件処分の日においては、保存年限満了前であった。

3 本件対象文書の存否について

実施機関においては、都市タクシーサービスセンターから送付を受けた使用済み共通乗車券を会計年度ごとに編てつし、所定の書棚に保管しているところであるが、当該書棚を探索し、その存在を確認できたのは、平成 24 年度以降のもののみであり、本件対象文書を含む平成 23 年度のものについては、その存在を確認することができなかった。このため、執務室の書棚、書庫等についても、くまなく探索したが、やはりその存在を確認するには至らなかった。

保存年限満了前でありながら、本件対象文書が不存在である理由について、思料したところ、本件対象文書と同じくタクシーの利用に係る書類として、タ

タクシー使用簿が存在し、その保存年限は、郵便切手類等の各使用簿と同様、これを3年としている。このため、本件対象文書の保存年限も3年であると誤認し、誤って廃棄したものと考えられる。

以上のとおりであるから、今後の再発防止に留意しつつ、本件対象文書の不開示決定を行うほかない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、県教育長のタクシー利用の状況及び原因が分かる文書の開示を求めるものであり、審査請求人は、本件対象文書である、都市タクシーサービスセンターから実施機関に送付された平成23年度分の使用済み共通乗車券は存在するはずである旨主張することから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関の説明

実施機関は、本件対象文書が不存在である理由について、本件対象文書の保存年限は5年とされており、本件処分の時点では保存年限は満了していないものの、探索しても見つけることができなかつたことから、その保存年限を3年と誤認し、誤って廃棄したものと考えられる旨説明する。

(2) 使用済み共通乗車券の保管及び廃棄方法について

当審査会において改めて実施機関に確認したところ、県教育長の使用済み共通乗車券及びタクシー使用簿（以下「使用済み共通乗車券等」という。）の保管及び廃棄については、次のとおり行っているとのことであった。

ア 県教育長の使用済み共通乗車券等は、年度ごとにまとめて同じファイルに綴じ、県教育長が使用するタクシーチケットの管理を行っている教育委員会事務局管理部総務課秘書広報室秘書係（以下「秘書係」という。）において保管しているため、平成23年度分についても、同様に、同じファイルに綴じられ、秘書係において保管されていたと考えられる。

また、県教育長の使用済み共通乗車券等を綴じたファイルは、各年度のものを同じ場所にまとめて保管しているため、他の場所に保管されている書類に紛れて廃棄された可能性は低いと考えられる。

イ 県教育長の使用済み共通乗車券は、都市タクシーサービスセンターからの請求書の明細として送付を受けたものであるが、使用料の支払のためのタクシー使用実績の確認にのみ用いられ、支出の決裁手続には用いられないことから、支出の決裁手続に用いる請求書等とは別に保管している。

ウ 県教育長の使用済み共通乗車券等の廃棄については、溶解文書の廃棄作業の際に保管している秘書係において行っているが、広島県教育委員会事務局等文書管理規程には廃棄記録を残す旨の規定はなく、廃棄記録は残していない。

(3) 本件対象文書の探索について

念のため、実施機関に対し、文書の探索状況を改めて確認したところ、現

在及び過去の秘書広報室の執務室内の書棚及び業務を引き継いだ係員の机の中をくまなく探索し、さらに、本件対象文書が保管されている可能性が低い文書庫内も探索したが、発見することができなかつたとのことである。また、探索は、担当する係の現在及び過去の複数の職員により、複数回行ったとのことである。

(4) 本件対象文書の存否について

ア 上記(2)の実施機関における使用済み共通乗車券等の保管方法について検討すると、まず、平成23年度文書管理規程において、文書の保存年限は、事案が完結した年度の翌会計年度の4月1日から起算する旨規定されていることから、実施機関では、県教育長の使用済み共通乗車券等を年度単位でまとめて保管及び廃棄している旨の説明には不自然又は不合理な点は認められない。

イ 次に、実施機関から、都市タクシーサービスセンターへのタクシー使用料の支出手続に用いられた支出負担行為整理書兼支出調書の提出を受けて確認したところ、当該調書には、検査履行確認済欄にチェックマークが入力されるとともに、検査員及び検査日が記述されており、請求書が添付されているものの、使用済み共通乗車券は添付されていないことが認められた。

当審査会において確認したところ、実施機関においては、都市タクシーサービスセンターから請求書及び使用済み共通乗車券が送付された場合、請求書の請求額及び使用済み共通乗車券と、タクシー使用簿に記載された使用実績を照合し、確認した上で支出手続を行っており、支出手続を行うに当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項に基づき各所属で指名された者が検査員として履行確認を行い、検査員による検査が済んでいることを支出調書の検査履行確認済欄に明記すれば足り、当該検査に当たって確認した全ての書類や物件を添付する必要はないということであった。

よって、使用済み共通乗車券は、使用実績の確認に用いられた後、照合を行ったタクシー使用簿とともに綴じられ、支出手続に用いる書類とは別に保管されているとの実施機関の説明には不自然又は不合理な点は認められない。

ウ 以上のように、実施機関の県教育長の使用済み共通乗車券等の保管状況についての説明は、不自然又は不合理とはいえないことから、本件対象文書である平成23年度の県教育長の使用済み共通乗車券は、保存年限が3年とされているタクシー使用簿と同じファイルにまとめて綴じられ、保管されていたものと推認される。

エ 保存年限が異なる文書が同じファイルにまとめて綴じられている場合、保存年限の短い文書の保存年限が満了した際に、当該ファイルに綴じられた文書の全てについて、保存年限が満了したと誤認し、誤ってファイルごと廃棄してしまう可能性は否定できない上、平成23年度のタクシー使用簿

の保存年限3年が満了した平成27年3月31日以後、実施機関における溶解文書の廃棄作業が複数回行われていることを踏まえると、本件対象文書を誤廃棄したとする実施機関の説明を是認するほかない。

オ また、上記(3)のとおり、実施機関は、本件対象文書が保管されていると考えられる場所を複数の職員で複数回探索しており、その探索が不十分であったとは認められない。

カ 実施機関が、本件対象文書を誤廃棄したとすれば、実施機関の文書管理が適切さを欠いた事例に当たると言わざるを得ず、情報公開の観点からも極めて遺憾な事態であるが、上記アからオまでの事情を踏まえると、実施機関が不存在を理由として本件処分を行ったことは、やむを得ない。

なお、実施機関においては、自ら弁明書で再発防止に留意する旨述べているように、今回のように保存年限の錯誤による誤廃棄が生じないように、適正な文書管理の徹底が望まれる。

(5) なお、審査請求人は、平成23年度分の全てを廃棄していることはあり得ない旨主張するが、実施機関は、県教育長の使用済みタクシーチケットを年度単位でまとめてファイリングしている旨説明し、上記(4)アのとおり、実施機関の文書管理規程に照らしても、文書の保存及び廃棄を年度単位で行うことは不自然、不合理とは認められないことから、本件対象文書の全てを誤廃棄したとする実施機関の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 10. 11	・ 諮問を受けた。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授